

1 住民票・戸籍

P2-5

2 子育て・教育

P6-7

3 健康・福祉

P8-9

4 国保・年金・税

P10-11

5 生活・住まい

P12-15

6 窓口・施設

P16-19



令和5年度版 奄美市 市民便利帳



(C)Amami City

住民票・戸籍など

引っ越しや出生・婚姻など、住民異動や戸籍の変動による手続きや各種証明書発行をおこないます。



▲戸籍・住民の手続き



【受付時間】 平日 8:30 ~ 17:15

受付窓口		住所・連絡先	業務内容
名瀬	市民課	奄美市名瀬幸町 25-8 TEL 52-1111 FAX 52-1001	<ul style="list-style-type: none"> ●住民異動の届出 ●戸籍の届出 ●印鑑登録 ●離島航空割引カード ●パスポート ●各種証明書発行 ・住民票の写し ・住民票の記載事項証明（現況証明など） ・広域交付住民票（市外住民の住民票） ・印鑑登録証明書 ・戸籍、除籍等謄抄本・戸籍の附票の写し ・戸籍届受理証明書 （本市で戸籍届出をした人のみ） ●マイナンバーカード交付 など
住用	市民福祉課	奄美市住用町大字西仲間 111 TEL 69-2111 FAX 69-2701	
笠利	市民課	奄美市笠利町大字中金久 141 TEL 63-1111 FAX 63-2440	
郵便申請		奄美市ホームページから 申請書をダウンロードできます	<ul style="list-style-type: none"> ●戸籍、除籍等謄抄本 ●戸籍の附票の写し ●転出証明書の郵送請求

●各種証明書 名瀬：市民課 ☎ 52-1111 / 住用：市民福祉課 ☎ 69-2111 / 笠利：市民課 ☎ 63-1111

種類	手数料（1通）	必要なもの
住民票の写し・住民票記載事項証明	200 円	
戸籍全部事項証明（謄本）※ 戸籍一部事項証明（抄本）※	450 円	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 （マイナンバーカードなど顔写真付き身分証明書 1 点もしくは保険証・年金手帳・離島航空割引カードなど公的機関発行書類 2 点）
除籍全部事項証明（謄本）※ 除籍一部事項証明（抄本）※ 改製原戸籍証明（謄本・抄本）	750 円	
戸籍の附票の写し※	200 円	<input type="checkbox"/> 委任状（代理人が申請するとき）
身分証明※	200 円	
印鑑登録証明書	200 円	<input type="checkbox"/> 上記本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証
広域交付住民票 （本人もしくは同一世帯員のみが請求可能です。）	200 円	<input type="checkbox"/> 顔写真付き身分証明書 （マイナンバーカードなど）

※全部事項証明（戸籍謄本）：戸籍内全員の身分事項が書かれたもの

※一部事項証明（戸籍抄本）：戸籍内の一部の方の身分事項が書かれたもの

※戸籍の附票の写し：戸籍内の人について住所の移動経過を記載したもの

※身分証明書は本籍が本市にある人の破産宣告や後見登記の通知を受けていない事の証明

● 主な戸籍の届出 名瀬：市民課 ☎ 52-1111 / 住用：市民福祉課 ☎ 69-2111 / 笠利：市民課 ☎ 63-1111

必要なもの		届出期間等
出生届	<input type="checkbox"/> 出生届書（兼出生証明書）1通 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳	生まれた日から14日以内
死亡届	<input type="checkbox"/> 死亡届書（兼死亡診断書）1通	死亡した日から7日以内
婚姻届	<input type="checkbox"/> 婚姻届書1通 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本各1通（本籍地が本市でない人のみ） ※本人確認書類（マイナンバーカードなど顔写真付きの身分証明書）	届出の日から有効
離婚届	協議離婚 <input type="checkbox"/> 離婚届書1通 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本1通（本籍地が本市でない人のみ） ※本人確認書類（マイナンバーカードなど顔写真付きの身分証明）	届出の日から有効
	裁判離婚 <input type="checkbox"/> 離婚届書1通 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本1通（本籍地が本市でない人のみ） <input type="checkbox"/> 調停調書の謄本または審判書・判決の謄本と確定証明書	確定の日から10日以内
転籍届	<input type="checkbox"/> 転籍届書1通 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本1通（本籍地が本市内間で変更になる場合は不要）	届出の日から有効

※戸籍届は休日や業務時間外でも提出できます。なお、住所異動は開庁時間中に住民異動届が必要です。

● 離島航空割引カード

名瀬：市民課 ☎ 52-1111 / 住用：市民福祉課 ☎ 69-2111 / 笠利：市民課 ☎ 63-1111

予約・購入、搭乗・乗船手続き時にご提示いただくことで、航空・船運賃の割引制度を利用できます。年間を通じていつでも利用でき、片道利用も可能です。

航空便は日本航空（JAL）・日本エアコミューター（JAC）便が対象です。

割引の対象となるのは、鹿児島・奄美群島間、奄美群島各間の区間です。



● マイナンバーカード（個人番号カード）

名瀬：市民課 ☎ 52-1111 / 住用：市民福祉課 ☎ 69-2111 / 笠利：市民課 ☎ 63-1111

行政手続きで個人番号を必要とするときに、カード1枚で「本人確認」と「個人番号の確認」を行う証明書として利用できるほか、e-Tax やコンビニ交付などにも利用できます。

● 証明書のコンビニ交付

名瀬：市民課 ☎ 52-1111 / 住用：市民福祉課 ☎ 69-2111 / 笠利：市民課 ☎ 63-1111

マイナンバーカードを取得している本市住民の方は、コンビニ交付対応のマルチコピー機を設置しているファミリーマート・イオン九州・ローソン・セブンイレブン・エコープ鹿児島の各店舗で住民票の写しなど証明書の交付を受けられます。



【交付できる証明書】

- ① 住民票の写し ② 印鑑登録証明書
- ③ 所得証明書（現年度分を含め5年分） ④ 所得・課税証明書（現年度分を含め5年分）

引っ越し手続きチェックシート

住所を変更するときには届出が必要です。期間内に忘れずに届け出てください。

外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書等も必要です。

※届出にいられた方の本人確認をします。本人確認書類として、官公庁の発行した顔写真付きの身分証明書 1 点、もしくは保険証・年金手帳など公的機関発行書類 2 点をお持ちください。

名瀬 ☎ 52-1111 / 住用 ☎ 69-2111 / 笠利 ☎ 63-1111

● 転入するときは（他市町村から引っ越してきたとき）

※転入した日から 14 日以内に届け出てください。

- 転出証明書（住んでいた市町村で発行）
- 国民健康保険被保険者証（加入者）
- マイナンバーカード（所持者）
- 障がい者手帳（所持者）
- 本人確認書類
- 委任状（届出人が代理人の場合のみ）

● 転居するときは（市内で引っ越したとき）

※住所を変更した日から 14 日以内に届け出てください。

- 国民健康保険被保険者証（加入者）
- 後期高齢者医療被保険者証（加入者）
- 障がい者手帳（所持者）
- 介護保険被保険者証（該当者）
- マイナンバーカード（所持者）
- ひとり親家庭等医療費受給者証（受給者）
- 本人確認書類
- 委任状（届出人が代理人の場合のみ）



● 転出するときは（他市町村へ引っ越すとき）

※市外へ住所を移す日の 14 日前から または移した日から 14 日以内に届け出てください。

- 国民健康保険被保険者証（加入者）
- 子ども医療費受給資格者証（受給者）
- 後期高齢者医療被保険者証（加入者）
- 障がい者手帳（所持者）
- 介護保険被保険者証（該当者）
- ひとり親家庭等医療費受給者証（受給者）
- 印鑑登録証（登録者）
- 離島航空割引カード（所持者）
- 本人確認書類
- 委任状（届出人が代理人の場合のみ）



ご家族に不幸があったとき

ご家族に不幸があったときの主な手続きをご確認ください。
※この他の手続きも必要となる場合があります。

● 国民健康保険

国保年金課 ☎ 52-1111

● 葬祭費の支給申請をする人

- 葬祭執行者（喪主）の印鑑
- 葬祭執行者（喪主）の通帳 死亡者の国民健康保険証
- 窓口に来る人の本人確認ができるもの
- 喪主が確認できるもの（領収書、会葬礼状等）

● 国民年金

国保年金課 ☎ 52-1111

- 国民年金受給者の死亡届を出す人
- 未支給年金給付請求をする人
- 遺族基礎年金の手続きをする人 ● 寡婦年金や死亡一時金の手続きをする人
※必要なものはお問い合わせください。
- 国民年金への加入（第1号被保険者への種別変更）をする人
 加入者のマイナンバーが確認できるものか年金手帳

● 固定資産税

税務課 ☎ 52-1111

(内線 5217)

- 相続人代表者指定届をする人 ※必要なものはお問い合わせください。

● 水道料金・下水道等使用料

水道課 ☎ 52-1111

(内線 5334 ~ 5339)

- 水道料金・下水道等使用料の使用中止と、
料金精算などをする人 ※必要なものはお問い合わせください。

※笠利地区 水道課笠利分室
63-1111 (内線 3052・3057)

● 後期高齢者医療

高齢者福祉課 ☎ 52-1111

- 葬祭費の支給申請をする人
 - 葬祭執行者（喪主）の通帳
 - 死亡者の後期高齢者医療被保険者証 窓口に来る方の本人確認ができるもの
- 相続人代表届をする人
 - 相続人の通帳 窓口に来る方の本人確認ができるもの

● 介護保険

高齢者福祉課 ☎ 52-1111

- 介護保険被保険者証を返還する人
 介護保険被保険者証

● 障害者福祉

福祉政策課 ☎ 52-1111

- 障がい者手帳・療育手帳を返還する人
 - 手帳 死亡者のマイナンバーが確認できるもの
(障がい者手帳を返還する場合のみ)

子育て・教育

●出産育児一時金

国保年金課 ☎ 69-3037

国民健康保険の加入者が出産した場合、世帯主に出産育児一時金（50万円か48万8千円）が支給されます。

※他保険から支給を受けられる人は、対象となりません。



●乳幼児健診・予防接種

名瀬：健康増進課 ☎ 52-1119

住用：市民福祉課 ☎ 69-2111

笠利：いきいき健康課 ☎ 63-2299

お子さんの健やかな発育・発達を願い、各種乳幼児健診や予防接種、フッ素塗布等を実施しています。詳細については奄美市ホームページをご確認いただくか、上記の担当窓口までお問い合わせください。

また、お子さんの発育に応じた育児相談や栄養教室、健康教室等もありますので、お困りの際は一人で悩まずに、お気軽にご相談ください。

●児童手当

名瀬：こども未来課 ☎ 52-1160

住用：市民福祉課 ☎ 69-2111

笠利：いきいき健康課 ☎ 63-2299

中学卒業まで（15歳に達する日以後最初の3月31日まで）の児童を養育する方へ支給します。

●児童1人につき月額（一律）

- ・3歳未満：15,000円
- ・3歳～
小学校修了前：10,000円
（第3子以降は15,000円）
- ・中学生：10,000円
- ・所得制限限度額以上：5,000円



●児童扶養手当等

名瀬：こども未来課 ☎ 52-1160

住用：市民福祉課 ☎ 69-2111

笠利：いきいき健康課 ☎ 63-2299

●児童扶養手当

父か母のいない家庭の児童（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）を養育する方へ支給します。

●特別児童扶養手当

20歳未満の、心身に障がいのある児童を養育する方へ支給します。

●障がい児福祉手当

名瀬：福祉政策課 ☎ 69-3025

住用：市民福祉課 ☎ 69-2111

笠利：いきいき健康課 ☎ 63-2299

20歳未満で、身体・知的・精神の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の方へ支給します。

●子ども医療費助成

名瀬：こども未来課 ☎ 52-1160

住用：市民福祉課 ☎ 69-2111

笠利：いきいき健康課 ☎ 63-2299

高校卒業まで（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）の子どもがいる保護者（奄美市在住）を対象に、医科・歯科・眼科・調剤薬局等で支払った保険診療分の医療費を助成します。

※住民税非課税世帯の子どもは、医療機関窓口での負担のない現物給付方式となります。

●ひとり親家庭医療費助成

名瀬：こども未来課 ☎ 52-1160

住用：市民福祉課 ☎ 69-2111

笠利：いきいき健康課 ☎ 63-2299

ひとり親家庭などを対象に、医科・歯科・眼科・調剤薬局等で支払った保険診療分の医療費を助成します。

●対象者 母子（父子）家庭の母（父）および児童（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）または父母に代わって児童を養育する方

子育て世代包括支援センター

妊娠期から出産後早期の家庭訪問や妊娠・出産・子育て・女性の健康に関する全般的な相談を行い、全ての子育て世代の皆様が安心して子どもを産み・育てることができるよう寄り添います。

【相談日】毎週月曜日8時30分～17時00分（随時の相談も可能です）。電話相談／窓口相談どちらでもどうぞ。保健師・助産師が対応いたします。お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ】☎ 52-1119（直通）

ま-じん子育て応援団 子育てガイド

妊娠・子育て中のみなさんに役立つ情報をまとめたサイトです。ぜひアクセスしていただき、ご活用ください。



○困ったときの相談先・病院一覧

○子どもの年齢や目的、施設等など、ご自身の状況の応じた情報を掲載。

○実際に子育てをしているお父さん、お母さんによる情報発信 など



●保育所・認定こども園 ・幼稚園 入所（入園）申込

名瀬：子ども未来課 ☎ 52-1160
 住用：市民福祉課 ☎ 69-2111
 笠利：いきいき健康課 ☎ 63-2299

施設	利用できる人
保育所	保護者が仕事や出産、病気などで家庭で保育ができない乳幼児 ※市へ申込が必要
認定こども園 (保育所機能)	
認定こども園 (幼稚園機能)	3歳以上の児童 (園により2歳児から受け入れ)
幼稚園	※園へ直接申込
へき地保育所	3歳以上の児童 ※園へ直接申込

※保護者が就労や疾病などで一時的に家庭での保育が困難となる児童の預かりを行う保育所などもあります。

●小・中学校の入学・転校

学校教育課 ☎ 52-1128

入学 ▶ 新小学生の入学通知は1月上旬に保育所、幼稚園等を通じて、新中学生の入学通知は小学校を通じて届けています。

市内転校 ▶ 旧学校及び新学校へ転校の連絡と、住所変更の手続きをお願いします。

市外転校 ▶ 旧学校及び新学校へ転校の連絡をしたうえで、旧学校で必要書類をもらい、転出の手続きをお願いします。

●放課後児童クラブ

※お申込みは各クラブで受け付けます。

名瀬：子ども未来課 ☎ 52-1160
 住用：市民福祉課 ☎ 69-2111
 笠利：いきいき健康課 ☎ 63-2299

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後に適切な遊びと生活の場を提供します。

「ふれあい教室」について

学校へは行きたい、友達とも遊びたい、けど、なぜか登校できない…

という児童生徒のために「ふれあい教室（適応指導教室）」を開設しています。

『学校に行きたいけれども、行くことができない』という状況にある児童生徒が、いろいろな体験活動を通して人間関係を深めながら、「自立する力」を身につけていくことをねらいとしています。

●障がいのある子どもの就学

学校教育課 ☎ 52-1128

就学教育相談を受けた上で、障がいの程度などによって市立小・中学校の特別支援学級への入級、通級指導教室への通級、県立の特別支援学校に就学できます。



●母子医療費等の助成

健康増進課 ☎ 52-1119 ☎ 52-7414

- 不妊・不育治療費助成
配偶者間の不妊・不育治療にかかる費用の一部を助成
- 未熟児養育医療費助成
未熟児の指定医療機関での入院治療にかかる医療費を助成

チャレンジ！生涯学習講座

～市民ひとり学習・スポーツ・ボランティア～

奄美市の各公民館では、心豊かで多彩な人材の育成、文化の交流と創造を目的として、生涯学習講座を開講しています。

毎年4月ごろに広報紙や奄美市ホームページ等で講座案内を掲載していますので、希望される方はこの時期に講座・申込方法をご確認ください。



【受講資格】原則として奄美市内に居住・通勤する方

【申込み方法】開講する各公民館での申し込み受付となります。また、電話での受け付けは行いませんのでご注意ください。

生涯学習課 ☎ 52-1384

入室の相談は、学校、もしくは「奄美市教育相談室」52-1111（内線5607）までお尋ねください。

注）「ふれあい教室」へ入室すると、通室した日は、学校でも出席扱いになります。

- ・子どもさんに学校へ行き渋るような傾向が見られましたら、早めにご相談ください。
- ・「教育相談室」では不登校だけではなく、いじめをはじめとする様々な問題についての相談を受け付けています。

奄美市教育相談室 ☎ 52-1111（内線5607）



入室の相談は、学校、もしくは「奄美市教育相談室」52-1111（内線5607）までお尋ねください。

注）「ふれあい教室」へ入室すると、通室した日は、学校でも出席扱いになります。

- ・子どもさんに学校へ行き渋るような傾向が見られましたら、早めにご相談ください。
- ・「教育相談室」では不登校だけではなく、いじめをはじめとする様々な問題についての相談を受け付けています。

奄美市教育相談室 ☎ 52-1111（内線5607）

健康・福祉

●各種健診・健康づくり事業

名瀬：健康増進課 ☎ 52-1119
住用：市民福祉課 ☎ 69-2111
笠利：いきいき健康課 ☎ 63-2299

奄美市にお住まいの方を対象に、各種健診を実施しています。ご自分の健康のために、1年に1回は受診しましょう。

- ・特定健診・長寿健診・健康診査 等
- ・女性がん検診
(子宮がん・乳がん・骨粗しょう症検診)
- ・ミニ人間ドック検診(胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん検診、腹部超音波検査 等)

健康づくりのお手伝いとして、栄養教室や健康教室なども随時実施しています。詳細につきましては、広報紙や奄美市ホームページをご確認いただくか、上記連絡先までお問い合わせください。

●後期高齢者医療制度

名瀬：高齢者福祉課 ☎ 52-1155
住用：市民福祉課 ☎ 69-2111
笠利：市民課 ☎ 63-2299



●制度のしくみ

75歳(一定の障がいのある方は65歳)以上の方を対象とした医療保険制度です。75歳になると、加入していた国民健康保険や協会けんぽ、健康保険組合、共済組合からこの制度に移行することになります。

●制度のポイント

- ①病院などでの自己負担は1割～3割
- ②保険料は原則年金からの天引き
- ③制度の運営は、県内すべての市町村が加入する「広域連合」が行います
- ④申請の受付や保険料の収納などはお住まいの市町村が行います

●介護保険制度

名瀬：高齢者福祉課 ☎ 52-1155
住用：市民福祉課 ☎ 69-2111
笠利：いきいき健康課 ☎ 63-2299

寝たきりや認知症の高齢者の増加、家族の介護機能の変化などから難しくなってきた家族介護を社会全体で支える制度です。

●加入対象者

65歳以上の方(第1号被保険者)と40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)

●要介護認定の申請

介護サービスを受けるには、要介護度を判定するため、市に要介護認定の申請をする必要があります。申請により調査員が自宅・施設などを訪問し、心身の状態を調査します。調査結果と主治医の意見書をもとに保健・医療・福祉の専門家で構成する「介護認定審査会」で審査・判定します。

●サービスの種類

利用するときはサービス事業者と契約を結び、ケアマネジャーが本人と家族の希望を入れて介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。

- ・在宅サービス(要支援者、要介護者)
- ・施設サービス(要介護者)

●身体障がい者手帳・療育手帳

名瀬：福祉政策課 ☎ 69-3025
住用：市民福祉課 ☎ 69-2111
笠利：いきいき健康課 ☎ 63-2299

身体または知的障がいのある方は、申請・審査のうえ手帳が交付されると、障がいの程度に応じてさまざまな支援が受けられます。

●精神障がい者保健福祉手帳

名瀬：福祉政策課 ☎ 69-3025
住用：市民福祉課 ☎ 69-2111
笠利：いきいき健康課 ☎ 63-2299

精神障がいのため長期にわたり日常生活への制約がある方は、申請に基づいて県知事から手帳が交付され、さまざまな支援が受けられます。発達障がいや高次脳機能障がいと診断された方も申請できます。



場面に応じた「感染防止対策」を心がけましょう

令和5年5月8日から新型コロナの対応が変わりましたが、コロナウイルスをはじめとした感染症がなくなったわけではありません。

ご自身や身近な方のために、場面に応じた自主的な感染防止対策を心がけましょう(下図参照)。



※発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医や医療機関、または保健所にご相談ください。

名瀬保健所 TEL: 0997-52-5411

▼その他健康づくり・健診

・予防接種等に関するお問い合わせ先

名瀬：健康増進課 ☎ 52-1119
住用：市民福祉課 ☎ 69-2111
笠利：いきいき健康課 ☎ 63-2299

●福祉手当・共済制度

名瀬：福祉政策課 ☎ 69-3025

住用：市民福祉課 ☎ 69-2111

笠利：いきいき健康課 ☎ 63-2299

●特別障がい者手当

20歳以上で、身体・知的・精神の障がいの程度が著しく重度であるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方へ支給します。



●障がい児福祉手当

20歳未満で、身体・知的・精神の障がいが重度であるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の方へ支給します。

●心身障がい者扶養共済制度

障がいのある方を扶養する保護者が掛金を払い、保護者が死亡したり重度障がいと認められたときは、障がいのある方に年金(毎月1口につき2万円)を支給します。

●医療費の助成と給付

名瀬：福祉政策課 ☎ 69-3025

住用：市民福祉課 ☎ 69-2111

笠利：いきいき健康課 ☎ 63-2299

●重度心身障がい者医療費助成

重度の障がいをもつ方に医療費の自己負担分を助成します(要事前申請)。

●補装具費(購入・修理)の支給

上下肢装具・義肢・車いす・補聴器・盲人安全つえなど障がい部位を補う器具等の購入・修理費を助成します。原則費用の1割をご負担いただきます。

●日常生活用具の給付

障がい者手帳所持者(児)または難病等に罹患している方へ、障がいの程度などに応じて特殊寝台、盲人用時計、電気式たん吸引器、ファクシミリ、ストーマ装具などを給付します。原則基準額の1割をご負担いただきます(要事前申請)。

●小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の交付を受け在宅療養をしている児童へ、車いすや特殊寝台などを給付します。世帯の課税状況に応じた一部自己負担があります(要事前申請)。



●自立支援医療

名瀬：福祉政策課 ☎ 69-3025

住用：市民福祉課 ☎ 69-2111

笠利：いきいき健康課 ☎ 63-2299

●更生医療(18歳以上)

身体障がいの軽減や機能回復を目的とした医療を指定医療機関で受けられます。所得に応じて自己負担の月額上限が設けられます。

●育成医療(18歳未満)

早期に手術等の治療を行い、障がいの除去または軽減を図り、生活能力を得させることを目的とした医療を指定医療機関で受けられます。保護者の所得に応じて自己負担の月額上限が設けられます。

●精神通院医療

精神疾患の治療にかかる医療費の負担を軽減し、継続して治療を受けやすくする制度です。世帯の所得や治療の状況により自己負担の月額上限が設けられます。

●生活保護

保護課 ☎ 52-1111 (内線 5116・5105・5109・5113)

生活に困っている、生活保護を利用したいと思ったら、福祉事務所に相談しましょう。

相談時には、生活状況や資産状況、ご親族との交流状況などを確認させていただきます。プライベートな部分もあるため、可能な範囲で構いませんので、お気軽にご相談ください。

相談の中で、生活保護の制度について詳しく説明を聞き、生活保護の利用が必要な場合には申請をしてください。

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、主任ケアマネージャー、保健師(または経験のある看護師)、社会福祉士などが中心となり、地域の団体や関連事業所等と連携して、介護・医療・福祉をはじめとした高齢者の総合的な相談に応じる窓口です。

【主な役割】

- ・介護予防を支援します
- ・保健・福祉全般に関する相談を受けます
- ・認知症に関する相談を受けます



- ・みなさんの権利を守ります
- ・関係機関とのネットワークづくりを進めます など

- 名瀬地域包括支援センター(名瀬高齢者福祉課)
☎ 52-1111(内線 5031・5032・5033)
- 名瀬地域包括支援センター直通電話:
☎ 55-1165(ゴーゴーのイロゴ)
- 住用地域包括支援センター(住用市民福祉課)
☎ 69-2111(内線 2321)
- 笠利地域包括支援センター(笠利いきいき健康課)
☎ 63-2299

国保・年金・市税

●国保の届出

名瀬：国保年金課 ☎ 69-3037

住用：市民福祉課 ☎ 69-2111

笠利：市民課 ☎ 63-1111



- ・病気やけがのとき安心して医療を受けられるよう、みんなで助け合う制度です。
- ・職場の健康保険などに加入している方や生活保護を受けている方以外は、すべて加入する必要があります。手続きが遅れたときは、さかのぼって加入することになります。
- ・加入または脱退するときは、14日以内に各支所窓口へ届け出てください。

●加入するとき

こんなとき	必要なもの
本市に転入した	<input type="checkbox"/> 転出証明書
他の健康保険を脱退した	<input type="checkbox"/> 健保の離脱証明書
生活保護を受けなくなった	<input type="checkbox"/> 保護廃止決定通知書
子どもが生まれた	<input type="checkbox"/> 親の保険証

●脱退するとき

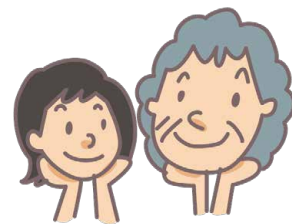
こんなとき	必要なもの
本市から転出する	<input type="checkbox"/> 保険証
他の健康保険に加入した	<input type="checkbox"/> 国保と健保の保険証
生活保護を受けはじめた	<input type="checkbox"/> 保護開始決定通知書 <input type="checkbox"/> 保険証
外国人の脱退	<input type="checkbox"/> 保険証

●国民年金

名瀬：国保年金課 ☎ 69-3037

住用：市民福祉課 ☎ 69-2111

笠利：市民課 ☎ 63-1111



- ・加齢や障がいなどで収入を得ることが困難になったときに所得保障を行う制度です。
- ・20歳以上60歳未満の全ての人に加入が義務づけられています。

第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業や学生など
第2号被保険者	厚生年金保険や共済組合に加入している方（会社員・公務員など）
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者

●加入手続きが必要なとき

- ・60歳未満で会社などを退職したとき
- ・離婚や配偶者の退職などにより被扶養配偶者でなくなったとき
- ・60歳以上や海外転出などで任意加入するとき

●個人住民税

名瀬：税務課 ☎ 52-1111 (内線 5213)
 住用：市民福祉課 ☎ 69-2111
 笠利：市民課 ☎ 63-1111



- ・市民税と県民税を合わせて住民税とよびます
- ・前年中に所得のあった方に課税されるもので、前年1年間の所得に応じて課税される「所得割」と、所得にかかわらず一定の税額で課税される「均等割」があります
- ・市民税を徴収する際、県民税もあわせて徴収することになっています

●納めなければならない方

- ①前年に所得があり、1月1日現在市内に住所がある方
- ②市内に事業所や家屋敷のある人で、市内に住所がない人（均等割のみ）



●固定資産税

名瀬：税務課 ☎ 52-1111 (内線 5217)
 住用：市民福祉課 ☎ 69-2111
 笠利：市民課 ☎ 63-1111

納めなければならない方：1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産を所有している人

●軽自動車税（種別割）

名瀬：税務課 ☎ 52-1111 (内線 5215)
 住用：市民福祉課 ☎ 69-2111
 笠利：市民課 ☎ 63-1111

納めなければならない方

毎年4月1日現在、市内で原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している方

※一定の要件に該当する場合、障がいのある方は税額が減免されます

●申告が必要なとき

軽自動車などを取得・廃車・譲渡したとき



●市税の納付

名瀬：税務課 ☎ 52-1111 (内線 5223)
 住用：市民福祉課 ☎ 69-2111
 笠利：市民課 ☎ 63-1111

- ・市税には納期限があり、期限を過ぎると督促状が送付され、延滞金が増加される場合があります。税金は市民の暮らしを支える貴重な財源となっています。市税を有効に使うため、期限内納付のご協力をお願いします。

●納付方法

- ・安全で便利な口座振替をご利用ください。
- ・納税通知書に記載の金融機関や郵便局、各支所窓口、コンビニエンスストア、スマートフォン等により納付できます。
- ・バーコード記載の納付書は、記載されたスマートフォンを利用したアプリ決済サービスでも納付できます。

市税等の証明書が必要なとき

税務証明書は、名瀬・住用・笠利各総合支所の税務担当窓口で申請できます。証明書を申請される方は、窓口まで身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。

ご不明な点につきましては、お手数ですが下記までお問い合わせください。

名瀬：税務課 ☎ 52-1111 (内線 5214)

住用：市民福祉課 ☎ 69-2111

笠利：市民課 ☎ 63-1111

●手続きに必要なもの

- ・身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）
- ・法人の証明書が必要な場合は法人印(会社印)
 ※代理人による申請は、ご本人からの委任状が必要です。

生活・住まい



●ごみの分別・出し方

名瀬：環境対策課 ☎ 52-1111
 (内線 5321・5322・5323)
 住用：市民福祉課 ☎ 69-2111 (内線 2303)
 笠利：市民課 ☎ 63-1111 (内線 3040)
 名瀬グリーンセンター(大島地区衛生組合) ☎ 53-2969

・ごみの分別や詳細については、奄美市公式 LINE でご確認ください



- もやせるごみ(指定袋)
月・木または火・金
※各地区で異なります。
- もやせないごみ(指定袋)
第1・3・5水曜日 ※各地区で共通
- 資源ごみ(下記) ※中身の見える透明袋に入れてください(指定袋でなくてもかまいません)

収集日	区分	種類	出し方
第2水曜日	段ボール	断面が3層のもの	紙ひもで束ねる ※濡れないようにしてください
	新聞紙	チラシは混ぜずにその他紙類へ	濡れないよう透明袋や段ボールなどに入れる
第4水曜日	その他紙類	新聞紙・段ボール以外の紙類 ●チラシ●本・雑誌●紙箱●紙袋 →一緒にまとめて出してください	濡れないよう透明袋に入れる
		●次のものも含まれます →カタログ・教科書・封筒・包装紙・コピー用紙・ティッシュ箱など ※一部セロファンやビニールがついているものは、その部分を必ずはずしてください(はずしたセロファンやビニールはもやせるごみ) ●次のものはもやせるごみで出してください →油や口が付着したもの →感圧紙・感熱紙(レシートなど)・カーボン紙・写真用紙など →シュレッターなどで裁断されたもの	
地区ごとに指定の土曜日	ペットボトル・ビン	・リサイクル表示のペットボトル ・無色透明ビン・茶色ビン ・その他有色ビン	ふた・ラベル・リングをはずし、中をすすいでコンテナに入れる ※水をよく切ってください
	スプレー缶	完全に使い切って出してください ※もやせないごみには出せません	使い切ってコンテナに入れる ※穴をあける必要はありません
	蛍光灯・電池類	家庭から出る蛍光灯・電池類 ※もやせないごみには出せません	電池等は絶縁(テープ貼付等)してください。

●不法投棄の防止について

不法投棄を行うと、「5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方(法人の場合は3億円以下)」という厳しい罰則が科せられます。必ずごみ出しのルールを守りましょう。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条)

●家庭ごみに関するQ&A (よくある質問)

Q) ごみステーションの管理は誰がしているの?

A) ごみステーションは自治会長やアパート等の管理会社、住民の皆様など、ごみステーションを利用されている方々で場所を決めていただいております。管理についてもお願いしています。

折り畳みコンテナやカラスよけネットなどの設置、ごみステーションの清掃などを行い清潔の保持に努めていただくようお願いいたします。

Q) ごみステーションの設置・移動・廃止はどうすればいいの?

A) ごみステーションの場所の変更や新設等は、次の手順で行ってください。

【ごみステーションの設置等の流れ】

利用される方々で設置・移動・廃止について取り決めてください。

新設の候補地や廃止などが決まりましたら、環境対策課へご連絡ください。

環境対策課と家庭ごみの収集業者による協議があります。協議結果について、市からご連絡いたします。

Q) ごみステーションに出したゴミが回収されていません

A1) 収集業者がまだ回収に来てない、もしくはすでに回収済みである可能性があります。

収集業者はほぼ同じ時間帯にごみの回収ができるよう努めていますが、広い地区を担当していますので、交通事情や、車両の故障、他の地域で通常以上にゴミが多量にある場合時間帯が大幅に遅れる、または早まることもあります。必ず定時に回収を行うわけではご



ざいませので、皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

A2) 違反ゴミの場合は収集業者は回収しません。

ごみ出しのルールを徹底するため、出し方が正しくないごみについては回収しません。分別や曜日を再度確認し、ごみ出しのルールを守って正しく出し直してください。市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



(違反ごみの例)

1. 分別されていない
2. 指定の日以外に排出
3. 指定袋に入れてない
4. 市では収集出来ないごみ(布団や畳などの粗大ごみも含む)
5. 処理業者へ処分依頼が必要なもの(珪藻土、園芸用土、スプリングマットレスなど)

● 飼い犬・飼い猫の登録

犬や猫を飼うときは、必ず登録しなければなりません。犬や猫を取得した日（生後90日以内の犬や猫を取得した場合は、生後90日を経過した日）や、本市に転入した日から30日以内に登録を申請してください。

飼い犬・飼い猫が死亡したとき、飼い主が変わった（譲渡した等）とき、飼い主や飼い犬・飼い猫の住所が変わったとき等も、その都度、届出の必要があります。最寄りの奄美市窓口でお手続きください。

- ・ 飼い犬は、1年に1回狂犬病予防注射を受けさせることが、飼い主の義務となっています。注射後は、狂犬病予防注射済票の発行を受けてください。
- ・ 飼い猫へのマイクロチップ装着が義務となっています。マイクロチップ装着や避妊・去勢手術の費用の一部に対して助成を受けることができます。



※犬の放し飼いはやめましょう。

※飼い猫以外の猫に、みだりに餌や水などを与えてはいけません。

※やむを得ず飼い猫を屋外で放し飼いにする場合には、避妊・去勢手術を済ませてください。

※猫を飼うために守らなければならないこと▶

（飼い犬・飼い猫についてのお問い合わせ先）

名瀬：世界自然遺産課 ☎ 52-1111（内線 5373・5374）

住用：市民福祉課 ☎ 69-2111（内線 2303）

笠利：市民課 ☎ 63-1111（内線 3041）



▼犬・猫関係の主な手続き：必要なもの

- 犬・猫を飼うとき…[登録（鑑札交付）]犬：3千円、猫：500円
- 飼犬鑑札・飼猫鑑札を紛失したとき…[鑑札再交付]犬：1,600円、猫：250円
- 本市に転入したとき（前住所地で登録を済ませている場合）…[奄美市の鑑札交付]：前住所地で発行された飼犬鑑札・飼猫鑑札
- 本市に転入したとき（前住所地で登録をしていない場合）…[登録（鑑札交付）]犬：3千円、猫：500円
- （犬）動物病院で狂犬病予防注射を受けたとき…[狂犬病予防注射済票（発行）]：550円、狂犬病予防注射済証（動物病院が発行）
- （犬）高齢、病気等の理由で狂犬病予防注射を受けられないとき…[狂犬病予防注射猶予申請]：狂犬病予防注射猶予票（動物病院が発行）
- （猫）マイクロチップ装着や避妊・去勢手術の助成を受けたいとき…[助成金申請]：登録時に発行された飼猫鑑札の番号

● 生活環境に関するQ&A（よくある質問）

Q) カラスの被害と対処について教えてください

A) カラスの繁殖期（春から初夏）には、巣や巣立ったばかりのヒナの近くを通る人に対して親カラスが卵やヒナを守るために威嚇や攻撃をすることがあります。被害にあわないためにも、以下の方法で対策をしましょう。



1. その場所に近づかない
巣やヒナから離れれば威嚇や攻撃は収まります。また、カラスは人を後ろから攻撃するため、親カラスに背中を向けずにその場を離れましょう。後頭部を守ることで攻撃は防げますので、帽子やカバン、傘などで後頭部を守りましょう。
2. 原因となる巣への対処を行う
巣に近づかないことが一番ですが、人通りが多い場合や迂回することが難しい場合、巣のある場所の所有者または管理者にご相談ください。
3. ゴミ出しのマナーを守る（散乱防止ネットの活用など）

カラスが集まることへの対処として、ごみ出しのマナーを守ることも有効です。ふたつき容器に入れるか、ごみ全体を覆うようにネットをかけましょう。ネットをかける場合、隙間からごみを引き出されないようネットの端にブロック等の重しを置きましょう。なお、ごみの集積場所（ごみステーション）の管理は、それぞれの地域でしていただいております。散乱防止ネット等の設置につきましては、ごみステーションを管理している自治会や管理会社へお問い合わせください。

Q) カラスの駆除はできないのですか？

A) 野生生物の捕獲や駆除については、「鳥獣保護法」に基づき生態系全体への影響を考慮したうえで実施しており、カラスの場合でも害があるからといって直ちに駆除するというわけにはいきません。住宅街などでの「ごみステーション」に飛来するカラスの駆除は行っていません。ごみ出しルールを徹底していただくことでカラスからごみが荒らされないようご理解と

ご協力をお願いします。

Q) ハチの駆除について

A) ハチの巣を駆除する場合は、土地の所有者又は管理者が自らの責任で行ってください。奄美市では原則として、他者の所有または管理する土地のハチの巣の駆除は行っておりません。電話帳（タウンページ）などに掲載されている害虫駆除専門業者にご依頼することをおすすめします。



Q) 動物の死がいについて

A) 犬や猫、野生動物などの死骸は、死骸のある土地・建物の所有者や管理者が処理を行うことになっています。

もし、自宅の敷地内で見つけた場合は、布などで見えないようにくるんだうで、奄美市指定のもやせるごみ袋に入れ、もやせるごみの収集日にごみ集積所に出してください。なお、動物は病気で死んだ可能性もありますので、念のためゴム手袋をするなど直接動物の死骸には触れないように気をつけてください。

●人にも生き物にも優しい運転を

生き物の命を守るため、スピードの出し過ぎにご注意ください。

自然豊かな奄美大島では、幹線道路にも野生生物が出てきます。アマミノクロウサギやケナガネズミなどの生き物の看板が設置してある夜間の道は特に注意が必要です。



【雨の日はカエルに注意!】

雨の日や湿った天気の日には、路上にカエルやヘビなどが現れます。



【鳥も路上に出てきます!】

道路脇や路上にいる虫などを食べていたり、道路に飛び出してくることも。

【希少なネズミも生息!】

普段は樹上生活ですが、道路をゆっくり横断したり、突然飛び出すことも。

【緊急ダイヤル】
環境省 奄美野生生物保護センター
TEL0997-55-8620

アマミノクロウサギなどの野生動物がケガをしていたり、死んでいるのを発見したらご連絡ください。

●希少種の盗掘・盗採防止

希少な野生生物を守るため、法律・条令へのご理解・ご協力を。

生物多様性の高さ、固有種の多さが際立つ奄美大島は、世界的に見ても希少な野生動物植物の生育・生息地です。これら野生生物を守るため、「絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律＝種の保存法」や鹿児島県希少野生動物植物の保護に関する条例、奄美大島5市町村共通の「希少野生動物植物の保護に関する条例」などが制定されています。



国内希少野生動物植物とは?➡

国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為的な影響により減少がみられる種を指します。



「種の保存法」における規制と罰則

国内希少野生動物植物種
・緊急指定種に対する規制

- 捕獲・採取・殺傷・損傷は原則禁止
- 販売・頒布目的の陳列・公告と、譲渡し(※)は原則禁止
※あげる / もらう / 売る / 買う / 貸す / 借りる

【違反時の罰則】

- 違法な譲渡・捕獲・輸出入
個人 / 5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、法人 / 1億円以下の罰金
- 違法な陳列公告
個人 / 1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、法人 / 2000万円以下の罰金

●まやにゃんバーカードについて



奄美大島5市町村で構成する「奄美大島ねこ対策協議会」では、飼い猫を適正飼養している飼い主を対象に、適正飼養者の証明書となる「まやにゃんバーカード」を発行しています。これまでに以上に愛情をもってネコと接していただくとともに、カード所有者を対象としたイベントの企画や情報提供など、適正飼養者を応援します。



■カード発行対象者

奄美市内に在住し、「奄美市飼い猫の適正飼養条例」を遵守し、次の条件を全て満たす飼い猫・飼い主へ発行します。

- ・市町村への飼い猫登録を行っていること
- ・マイクロチップの装着が済んでいること
- ・避妊・去勢手術を行っていること
- ・外に出さずに、完全に室内で飼養していること

■発行主体:「奄美大島ねこ対策協議会」

■発行手数料:1枚につき1,000円

1. 窓口による申請

奄美市世界自然遺産課までお越しください。

(必要書類等)

- (1) カードに掲載する飼い猫の写真または写真データ (必須)
- (2) 飼い猫鑑札 (任意)
- (3) マイクロチップ番号が確認できる書類 (任意)
- (4) 発行手数料1,000円 (必須)

窓口申請後、約1週間程度で自宅に郵送いたします。



2. インターネットによる申請

(1) 右の二次元コードから申し込みください。



奄美市公式LINE友だち募集中!

友だち募集中!



@amami_city

奄美市LINEの便利な機能

▼あなたが欲しい情報をお届けします

利用登録の際に、お住まいの地域や、イベント・子育てなどの関心のある項目を選択いただくことで、利用者が必要とする情報をタイムリーに受け取れます。
※ 市外の方でも友だち登録可能です。

▼ごみの分別検索ができます

トーク画面上で、ごみの名称を入力することで、ごみの分別や出し方を簡単に調べることができます。

▼定期的なお知らせを受け取れます

お住まいの地区におけるごみの収集日、市税等の納期限、児童手当・児童扶養手当等の振込日、学校給食献立の内容などを、受信設定に応じて受け取れます。

▼市ホームページと連携して、様々な情報を入手できます

LINE画面下部に設置されたメニューボタンから、イベントや子育て・防災情報、各種相談窓口、市民便利帳など、奄美市ホームページの関連ページに簡単にアクセスできます。電子ミュージアムなどのデジタルコンテンツも、ぜひお楽しみください。

●水道の使用開始・停止の手続き

水道の使用開始・停止の際には、必ずご連絡ください。水道課から水道の元栓の開け閉めにお伺いします。(水道の手続きは、市民課の住民異動の手続きとは別になっています。)

使用開始・停止の際は、前もって水道課(笠利地区については水道課笠利分室)へご連絡のうえ、手続き日時の予約をしてください。なお、上下水道の使用開始、停止の届け出はインターネットでも可能です(右の二次元コードからアクセス)。

使用の開始 ▼



使用の停止 ▼



※アパート・共同住宅等、管理人が水道料金を徴収しているところに関しては、お届けの必要はございません。(不明な場合は水道課までご連絡ください。)

※届出をしていない状態で水が出る場合でも連絡は必要です。

●水道料金のお支払方法

お支払い方法は、次のいずれかになります。

■口座振替によるお支払い。
(振替日は毎月25日。25日が土日、祝日の場合は、翌営業日に振替。)

■納入通知書によるお支払い。
(毎月20日頃送付。)

- ・水道課窓口又は金融機関でのお支払い。
- ・コンビニでのお支払い。
- ・スマートフォンを利用した各種アプリ決済サービスでのお支払い。(「PayPay」,「PayB」,「LINEPay」,「楽天銀行」,「auPAY」,「ゆうちょ Pay」)及びクレジットカード納付(「VISA」,「master」)



水道料金に関する詳細は、水道課までお尋ねください。
名瀬・住用：水道課 ☎ 52-1111 (内線 5334 ~ 5339)
笠利：水道課笠利分室 ☎ 63-1111 (内線 3052・3057)

●奄美市交通災害共済制度

名瀬：総務課 ☎ 52-1111

住用：市民福祉課 ☎ 69-2111

笠利：市民課 ☎ 63-1111

年間400円の掛金で、交通事故で7日以上の治療を要する傷害や、死亡した場合に見舞金を支給する市民助け合いの制度です。

奄美市に住民登録のある方はもちろん、進学のため奄美市から離れている学生も加入できます。

【加入対象者】

市内に住民登録をしている方
(進学のため奄美市から転出した学生を含む。)

【共済期間】

加入のときから1年間
(一度に複数年分のお申し込みもできます。)

【会費】

1人年間400円
(小学1年生は特別会員
で会費無料)



▼対象となる交通事故

自動車、原動機付自転車、汽車、電車、モノレール、トロリーバス、自転車その他軽車両、旅客運送の用に供する船舶及び航空機

▼請求の期間

事故発生の日から1年以内

▼見舞金の内容

死亡：100万円
7日以上の治療を要する傷害：
基本見舞金 15,000円
入院1日につき1,100円
通院1日につき800円



●奄美市営住宅の入居申込について

名瀬：建築住宅課 ☎ 52-1111(内線 5494)

住用：産業建設課 ☎ 69-2111(内線 2412)

笠利：建設課 ☎ 63-1111(内線 3052)

●入居者資格

- ①現在住宅に困窮していること
- ②収入が法で定められた基準範囲内であること
- ③市税等の滞納がないこと

- ④持ち家及び貸家を所有していないこと
- ⑤入居者及び同居者が暴力団員でないこと

●注意・お願い

公営住宅は集団生活となります。住民自治のもと、他の入居者との調和を重んじて協力し仲良く暮らしていただきますようお願いいたします。

●鹿児島県営住宅につきましては、下記までお問い合わせください。

大島支庁建設課管理係 ☎ 57-7332

●広報紙「奄美市だより」の配布について

奄美市の広報紙は、地区により配布方法が異なります。

ご家庭の表札に名前がない場合や、転入・転居があった際に、配布が漏れることがあります。配布を希望される場合は、お手数ですが下記までお問い合わせください。

名瀬：シルバー人材センター (☎ 54-1158)

住用・笠利：各地域総務課へ (住用☎ 69-2111 笠利☎ 63-1111)



相談窓口



▲相談窓口一覧

主な相談窓口

●児童・生徒の相談（ふれあい教室）

[いじめや不登校に関する相談]

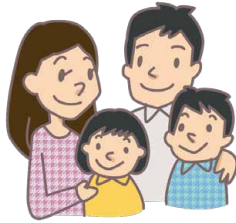
「ふれあい教室」は、『学校に行きたいけれども、行くことができない』という状況にある児童生徒が、いろいろな体験活動を通して人間関係を深めながら、「自立する力」を身につけていくことをねらいとしています。入室を希望される場合は、学校か奄美市教育委員会（☎ 52-1111）までご相談ください。

（※「ふれあい教室」へ入室すると、通室した日は、学校でも出席扱いになります。）

子どもさんに学校へ行き渋るような傾向が見られましたら、お早めにご相談ください。

「教育相談室」では不登校だけではなく、いじめをはじめとする様々な問題についての相談を受け付けています。

奄美市教育相談室 ☎ 52-1111（内線 5607）



●高齢者の相談（地域包括支援センター）

[介護、認知症、高齢者虐待等の相談]

地域包括支援センターは、主任ケアマネージャー、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士などが中心となり、地域の団体や関連事業所等と連携して、介護・医療・福祉をはじめとした高齢者の総合的な相談に応じる窓口です。

○名瀬地域包括支援センター（名瀬高齢者福祉課）

☎ 52-1111

（内線 5031 ～ 5034）

○住用地域包括支援センター（住用市民福祉課）

☎ 69-2111（内線 2321）

○笠利地域包括支援センター

（笠利いきいき健康課）

☎ 63-2299



●つながる相談室

①生活困窮者自立支援

[経済的に困りの場合の相談]

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性等のさまざまな事情により経済的に困りの市民を対象とした相談窓口を開設しています。

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

[自立相談支援とは]

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要か相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。



②奄美市消費生活センター

[消費者トラブル、悪質商法、うそ電話詐欺等に関する相談]

消費生活センターは、消費生活に関する消費者からの相談窓口で、専門の消費生活相談員が、消費者トラブルに対するアドバイスや解決のためのあっせんを行っています。

相談をご検討の方は、奄美市消費生活センターにお電話、又は直接お越しください。

[奄美市消費生活センター]

局番なしの☎ 188（イヤヤ）

・・最寄の消費生活センターへつながります。

※相談は無料で、秘密は固く守られます。

③奄美法律相談センター

（弁護士による無料法律相談）

[離婚、相続、パワハラ、多重債務、ヤミ金融トラブル等に関する相談]

30分間の弁護士相談です。

毎月第2～4木曜日に実施

（月によっては日程が変更の場合あります）

※電話による事前予約制

相談先がわからない場合や、複数のお困りごとがあり整理が必要な場合はつながる相談室にご相談ください。

つながる相談室（福祉政策課内）

☎ 52-1111

（内線 5263・5264）

受付時間：午前8時30分～午後5時

●相談窓口一覧

※くらしに関わる主な相談先を掲載しています。(記載がない限り、奄美市の市外局番「0997」を省略しています。)

名瀬総合支所 ☎ 52-1111 / 住用総合支所 ☎ 69-2111 / 笠利総合支所 ☎ 63-1111

相談内容	相談窓口	電話番号
妊娠・出産・育児に関する相談	子育て世代包括支援センター (健康増進課内)	52-1119 (直通)
子育て・養育等に関する相談	子ども家庭総合支援拠点 (福祉政策課内)	52-1111 (内線5004)
DV・離婚等に関する相談	家庭児童相談室 (福祉政策課内)	52-1111 (内線5004)
いじめや不登校に関する相談	奄美市教育相談室	52-1111 (内線5607)
健診・予防接種・母子保健に関する相談	健康増進課	52-1111 (内線5052・5053)
市税に関する相談	各総合支所税務関係窓口	52-1111
水道に関する相談	水道課	52-1111 (内線5334~5339)
下水道に関する相談	下水道課	52-1111 (内線5354・5356)
国民年金・国民健康保険等に関する相談	各総合支所国保関係窓口	52-1111 (内線5241~5252)
年金に関する相談	奄美大島年金事務所	52-4341
高齢者福祉・介護保険 ・認知症・高齢者虐待等の相談	地域包括支援センター	52-1111 (内線5031~5034)
障がいに関する相談	ぴあリンク奄美 (奄美地区障がい者基幹相談支援センター)	69-4061
ごみ出し・不法投棄等に関する相談	環境対策課	52-1111 (内線5326~5328)
飼い犬・飼い猫の登録について	世界自然遺産課	52-1111 (内線5373・5374)
市営住宅に関する相談	建築住宅課	52-1111 (内線5492~5494)
生活保護申請・受給に関する相談	保護課	52-1111 (内線5116・5105・5109・5113)
経済的に困りの方の相談 (生活困窮者自立支援制度)	福祉政策課つながる相談室	52-1111 (内線5264・5263)
住居確保給付金について	福祉政策課つながる相談室	52-1111 (内線5264・5263)
消費生活・多重債務等の相談	福祉政策課つながる相談室	52-1111 (内線5263・5264)
弁護士への相談 (奄美市法律相談センター)	福祉政策課つながる相談室	52-1111 (内線5263・5264)
災害等に関するお問い合わせ	消防災害ダイヤル	57-3111
犯罪被害者の抱える問題の相談	県警総合相談電話	099-254-9110または #9110 (プッシュ回線)
配偶者や交際相手からの 暴力に関する相談	配偶者暴力相談支援センター (大島支庁保健福祉環境部)	57-7243
性暴力の被害に関する相談	FLOWER (フラワー) (性暴力 被害者サポートネットワークかごしま)	099-239-8787
国や市などの行政に関する相談や要望等 (行政相談)	鹿児島行政監視 行政相談センター	099-224-3247
人権に関する相談	鹿児島地方法務局奄美支局	52-0376 自動音声案内3番 (総務係)
労働条件に関する相談	名瀬総合労働相談コーナー (名瀬労働基準監督署内)	52-0574

火事・救急 119 番 / 事件・事故 : 110 番

市内の主な施設

イベント等が開催される主な公共施設について掲載しています。

① 奄美川商ホール（奄美振興会館）

☎ 0997-54-1211

奄美市立奄美博物館

☎ 0997-54-1210



奄美川商ホール
(奄美振興会館)



奄美博物館

奄美文化センター

② アマホームPLAZA（奄美市市民交流センター）

☎ 0997-52-1816



③ 奄美市 AiAi ひろば

☎ 0997-52-1778



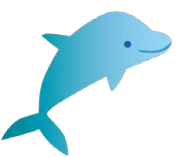
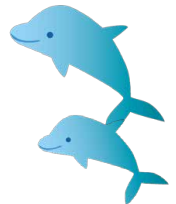
④ 名瀬運動公園（三儀山）

☎ 0997-54-8706



⑤ 県立奄美図書館

☎ 0997-52-0244





⑥ 奄美体験交流館 ☎ 0997-56-2030



⑦ 奄美大島世界遺産センター ☎ 0997-69-2281
(マングローブパークに併設)



⑧ 歴史民俗資料館 ☎ 0997-63-9531



⑨ 宇宿貝塚史跡公園 ☎ 0997-63-0054



⑩ 太陽が丘運動公園 ☎ 0997-63-1169



⑪ 奄美パーク ☎ 0997-55-2333



その他の施設について

その他の施設については、奄美市ホームページ内の「公共施設検索」をご活用ください。

【検索可能な施設】

幼稚園・保育園、教育・文化施設、学校、レジャー・スポーツ施設、消防・警察、避難所、投票所、など



大雨・台風等の災害に備えて

奄美市は亜熱帯性特有の高温多湿な気候で、台風や大雨により毎年被害が発生しています。

また、感染症予防の観点から台風・地震等の災害発生にも備える「新しい対策・備え」が必要とされています。日頃から災害情報に注意し、早めの対策、避難等に備えましょう。



災害時に役立つアイテム

- **新聞紙**…折りたたんで簡易的なお皿に。身体に巻いて防寒アイテムにも。
- **ラップ**…食器などに巻くと使用後の片付けが楽になり、水の節約にも。
- **ポリ袋**…2重にして水を運んだり、排泄物の一時処理袋にするなど、多岐に渡って活躍します。

避難セット

- 懐中電灯 ラジオ 電池
- 非常食 水 貴重品
- 医薬品 衣類 ティッシュ
- 新聞紙 ラップ ポリ袋
- 寝具（タオルケット等） 簡易トイレ

奄美市ハザードマップ（Web版）

- 奄美市の防災・減災情報をサポートします。
- 土砂災害・浸水害等を色付きで紹介
- 地図の拡大や詳細まで自由自在に作図できます。

アクセスは二次元コードから→

ハザードマップ▼



災害時の情報収集ツール

- 奄美市ホームページ、ツイッター、奄美市ホームページ 公式LINE…公式情報、避難所情報等
- 奄美市防災行政無線（※）
- ラジオ：あまみエフエム（77.7MHz）など
- ニュース、NHK データ放送など
- スマートフォンアプリ
…「NHK ニュース・防災」「Yahoo! 防災速報」など



※防災行政無線の内容は、「69-3535」で再度聞くことができます。（有料）

避難所・被災等に関するお問い合わせ先

- **名瀬地区** 名瀬総合支所 総務課 ☎ 52-1111
- **住用地区** 住用総合支所 地域総務課 ☎ 69-2111
- **笠利地区** 笠利総合支所 地域総務課 ☎ 63-1111

※災害発生時は電話が繋がりにくい場合がございます。

※緊急で救助・救護が必要な場合は、119番へお知らせください。

避難所一覧▼



複合災害・感染症予防への備えと注意点

● 自然災害と感染症

大雨・台風等の自然災害発生時に、万が一地域で感染症が発生した場合は、避難所等における感染者の増加が懸念されます。感染拡大等の危険性を軽減するため、通常の災害対策に加え、感染症予防にも配慮した準備が必要となります。

● 感染症予防に配慮した避難

避難所へ避難する際は、マスク着用や事前の検温、避難所内でのお互いのスペース（距離）を確保する

など、感染症予防に配慮する必要があります。また、安全な親戚や知人の家などへの避難等もご検討をお願いします。

● 避難所における熱中症対策

台風時期は気温が高いため、避難時等に熱中症のリスクも高まります。

熱中症で体力が衰えると感染症のリスクも高まるため、水分補給や涼しい場所の確保など、熱中症対策を心がけましょう。



奄美市 市民便利帳

令和5年6月

編集・発行 奄美市役所 企画調整課

〒894-8555

鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号

TEL:52-1111 FAX:52-1001

▼ 奄美市ホームページ



▼ 奄美市公式LINE



ぜひご登録ください!!



ロビンちゃん

※本冊子の電話番号は、特に記載が無い限り「0997」の市外局番を省略しています。

※冊子内の2次元コードをスマートフォン等のカメラで読み取ると、関連サイトを表示できます。